

問

(1) 上記自由が憲法上保障されるか。

より保障される。そして、Bが自由に生活^{生活}するに必要とする権利も自己決定権
として同条により保障される。 人格権に属することと主張し得る

所以以上三、四上记自由下宪法上保障士好。

(1) もっとも、上記自由も絶対無制約のもつてではなく（公衆の福祉止

生存に不可欠な権利であり、重要な要素。兼営業者は、妊娠に該当する

宗が存在すると認定されたときは、速やかに3発射出国命令書(特需法19条2項、

第

問

が殊に、出国せざることを要する。女性妊娠した者は事実上日本に
出産を行うことは不可能である。裁判官様は強硬である。そこで、府庁
に審査し、①目的が「やむを得ない」必要不可欠、②手段が①
の目的との関係で最小限度である場合に、正当化される。

ア、滞在中に妊娠、出産を認めない旨の通知は、日本への長期にわたる定住を
認めない趣旨で滞在すること、外国人被扶養者の増加が我が国の社会
保障制度や保育、教育、医療サービス等に負の影響を及ぼすこと防止することである。
欧米諸国で移民を大規模に受け入れた結果として社会の、政治的な不安が
生じた経験があり、日本国における社会的、政治的な不安のためには長期定住を
認めないことは必要不可欠である。外国人被扶養者の増加によるサービスへの
影響についても国家の主権に属するものため必要不可欠である。①、
イ、妊娠し、出産したとしても定住にわたることは限らない。滞在期間
は3年と定められており、滞在期間が長期間にわたることも定住は認め
られない。よって、滞在期間が経過すれば帰国することとなるため、
外国人被扶養者の増加による影響はそれほど大きくない。したがって
とすれば、手段は目的との関係で最小限度とはいえない。②不充足。

以上より、上記判断は正当化されない。
14) よて、特許法13条は憲法13条に反し違憲である。
2、特許法15条各号に該当する事実があることは足り、相当な理由が
ある場合には、裁判官の全権を行使して収容できる(同法18条)規定が
憲法33条に反し違憲にすぎない。

11) 特許法は刑罰規定ではないが、逮捕と収容は被処分者の身
に及ぼす自由を強制的に制約する点で類似するから、憲法33条の保障が及ぶ。

第 問

12) として、逮捕と令状は類似するものではない、逮捕の場合
は、身体拘束の不利性が高いに鑑み、同様に令状を要す(刑事訴訟法
199条、憲法33条)としていることから、逮捕と令状は類似するものではない、逮捕と
同様の厳格な手続を要すべきである。判例は、令禁止行為を行つたこと
に足る相当の理由を要するのみで、令状中、行政官の事前審査に基づ
けり命令書、身体拘束を受ける者は別の立場を占めざるがために要する
書面を要しない、嫌疑犯を収容するに過ぎない。それとすれば、収容の
ための要件は極めて緩いものといえる。
(3) よって、逮捕と令状は類似するものではない、極めて緩い手続を要する特許法
の規定は憲法33条に反し違憲である。
第2 設問2
1. 国への反論(憲法13条)
(1) 国への反論は、出産について日本国内でできなくするだけではない、自国への
出産を禁じるものではないから制約はなく、制約があったとしても規制の
様子は極めて緩いものと主張する。
(2) 妊婦への自由が保障されること、出入国や日本への滞在を認められる
ことは国家の主権の範囲に属するものであるため、国家に広範な裁量が
認められると主張する。
(3) 国への反論は、緩やかに審査し、①自由が正当で、②自由の手続きの同一に合
理の認められる場合に正当化されると主張する。
(4) 出産を禁止することによって日本に定住するのを防止することによ
り、子が生まれることにより社会扶養者が増加し、サービス等に負担を
及ぼすのを防止することによって正当化されるため、自由の手続きの同一に合理

第

2. 自身の見解 (定法13系)

(2) 国家は広範な裁量があったとしても、女性、出産、子育て自由の憲法13条における保障と他の権利との相対性があるため国家の裁量には一定の制限があると考えられる。

(4). 3年で帰国せざるを得ない、¹に於ては、定住を中止するためには妊娠・出産を禁じる必要性は低い。~~外国人被扶養者の増加に伴って~~
出生し、子を産む者は限る必要はない。外国人被扶養者が増加し、サービス等に累加する及ぼす程度は低い~~からである~~ため、15条各号に於ける出生を禁じることは過度な干渉であり、許容と考へる。

3. 国の及端(憲法33条)

4. 自身见解 (志法3条)

23 国へ原則が女子にも、最大14日間も収容される(特許法18条5項)
以上、~~身体~~自由に対する制約は極めて高度であることを、サハ

CamScannerでスキャン

(第 問)

1	リ資格に解し、違志にオバエと考え子。
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1/1